心の健康委員会報告

令和6年度　心の健康委員会事業概要

第１回　心の健康委員会

日時：令和６年６月 12 日（水）
場所：OKB ふれあい会館　第１棟　405 会議室
内容：本年度の活動内容について
　　学校等において抱いている困り感についての意見交流

１　本年度の活動内容について

(1)講演会のこれまでの経緯

令和４年度まで心の健康委員会が開催してきた講演会は、昨年度から、学校保健会主催として現代的な健康課題の解決に向け、学校保健の普及・向上に資する講演会にすることを目的に、他委員会で順に企画運営を行うことになった。令和５年度は心腎疾患対策委員会、令和６年度は口腔衛生委員会、令和７年度は学校環境衛生委員会が担当し、次回本委員会が担当するのは、令和８年度の予定である。

(2)令和5年度の活動報告

第１回	・岐阜県の児童生徒について（令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、令和５年度情報モラル調査） ・岐阜県教育委員会の取組について
第２回	・各校（小学校・中学校・高等学校）の「心の健康」に関わる取組の紹介 ・各校（小学校・中学校・高等学校）の取組についての意見交流及び指導・助言 ・冊子「岐阜県の学校保健」の原稿作成について

(3)令和6年度の活動計画

令和５年度の活動を参考に、令和６年度は、第１回の委員会で、心の健康に関する岐阜県の児童生徒の状況や取組に加えて、幼稚園の実践等についても交流し、第２回委員会で、養護教諭の委員から各校の事例について資料提案していただくことを依頼する。第２回の委員会では、小学校、中学校、高等学校の３つの実践事例の紹介を受けてのご意見やご指導をまとめ、冊子「岐阜県の学校保健」に掲載する。

２　学校等において抱いている困り感に関する意見交流

・これまで不登校児童生徒は、教室復帰を目指してきた。しかし、一人一人の要因が異なるため、今は、全員が同じ方向を目指すのではなく、個々の実態に応じて社会との関わりを作ることを大切にしている。
・一部、自己主張とわがままをはき違えている様子を目にする。子ども達は、どんな時に自分はイライラするのかなど、自分を理解する必要がある。自己理解は、自分を大切にすることにつながる。
・学校やフリースクール、病院などに行けない時は、無理に引っ張らず、待つことも大切。
・幼稚園からのいじめ教育は重要。
・自分で大切なことを言えない子が多い。コミュニケーション能力を育成する必要がある。
・SNS の利用についてやスマホのリテラシーについて学ぶことも大切である。

第2回　心の健康委員会

日時：令和６年11月13日（水）
場所：OKBふれあい会館　第１棟　401会議室
内容：各校の心の健康にかかわる取組についての意見交流及び指導助言

１ 各校の心の健康にかかわる取組の紹介

(1)小学校における取組

① 心のポストの設置

担任は学級の児童を一番理解し相談すれば問題を解決してくれる存在である。しかし、その他の職員も児童の力になりたいと思っている。職員室前廊下に設置してある「心のポスト」には、困っていることや悩んでいることを書くと同時に、希望する職員に相談することができる。年度始めに、全校に放送で知らせ、適切な利用を促している。子ども達にとっては、担任以外の職員も相談にのってくれる、見守ってくれるという安心感につながっている。

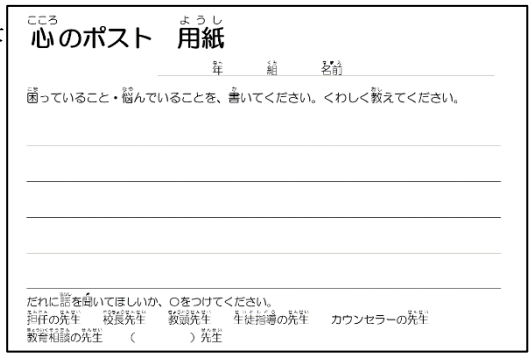
心のポスト　用紙

年　組　名前

困っていること・悩んでいることを、書いてください。くわしく教えてください。

だれに話を聞いてほしいか、○をつけてください。
担任の先生　校長先生　教頭先生　生徒指導の先生　カウンセラーの先生
教育相談の先生　（　　）先生

② 心のアンケート・心理テストとその後の教育相談

年２回の心のアンケートと年１回の心理テストを位置づけ、心のアンケート後、担任の教育相談を行っている。アセスは、事前に管理職が若手職員に研修を行い、アセスの意義や活用の仕方等を研修したうえで、実施している。そして、校内研修日を設け、学級内分布票をもとに学年内で見合い、個別支援につなげている。

③ 職員間の共有

５月に生徒指導事例研で、各学級の児童の特性や行動への対処の仕方や声かけ等、配慮事項について、写真と併せて共通理解している。児童を知ることで、職員が同じ対応ができ、児童の不安や困り感を抱えている子への適切な支援につながっている。

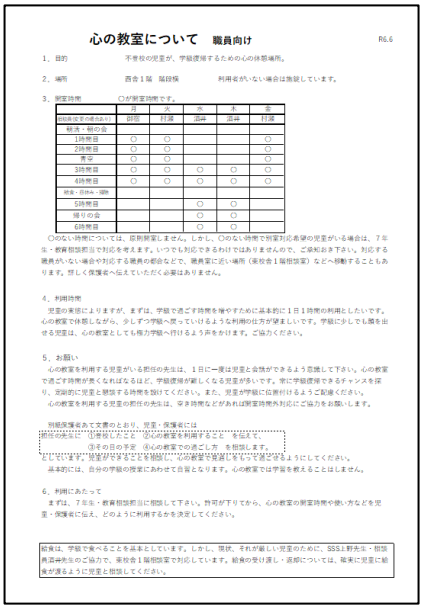
心の教室について　職員向け　R6.6

1、目的　不登校の児童が、学級復帰するための心の休憩場所。

2、場所　西舎１階　福祉棟　利用者がいない場合は施錠しています。

3、開室時間　○が開室時間です。

朝自習などの時間帯	月 朝会	火 打撃	水 面談	木 面談	金 打撃
朝清・朝の会					
1時間目	○	○			○
2時間目	○	○			○
青空	○	○			○
3時間目	○	○	○	○	○
4時間目	○	○	○	○	○
昼食・日休・掃除					
5時間目			○	○	
帰りの会			○	○	
6時間目			○	○	

○のない時間については、原則開室しません。しかし、○のない時間で別室対応希望の児童がいる場合は、７年生・教育相談担当で対応を考えます。いつでも対応できるわけではありませんので、ご承知おき下さい。対応する職員がいない場合や対応する職員の都合などで、職員室に近い場所（来校者１階相談室）などへ移動することもあります。詳しく保護者へ伝えていただく必要はありません。

4、利用時間
児童の実態によりますが、まずは、学級で過ごす時間を増やすために基本的に１日１時間の利用としたいです。心の教室で休憩しながら、少しずつ学級へ戻っていけるような利用の仕方が望ましいです。学級に少しでも顔を出せる児童は、心の教室としても極力学級へ行けるよう声をかけます。ご協力ください。

5、お願い
心の教室を利用する児童がいる担任の先生は、１日に一度は児童と会話ができるよう意識して下さい。心の教室で過ごす時間が長くなればなるほど、学級復帰が厳しくなる児童が多いです。常に学級復帰できるチャンスを探り、定期的に児童と感謝する時間を設けてください。また、児童が学級に位置付けるよう配慮ください。
心の教室を利用する児童の担任の先生は、朝夕時間などがあれば開室時間外対応にご協力をお願いします。

別紙保護者あて文書のとおり、児童・保護者には
担任の先生に　①登校したこと　②心の教室を利用すること　を伝えて、
　　当日の日の予定　④心の教室での過ごし方　を相談します。
「どうせいけます」「学校が好きなことを相談」「いつでも教室で学習しなさい」などを言うようにしてください。
基本的には、自分の学級の授業にあわせて自習となります。心の教室では学習を教えることはしません。

6、利用にあたって
まずは、７年生・教育相談担当に相談して下さい。許可が下りてから、心の教室の開室時間や使い方などを児童・保護者に伝え、どのように利用するかを決定してください。

給食は、学級で食べることを基本としています。しかし、現状、それが厳しい児童のために、SSS上野先生・相談員梁神先生のご協力で、来校者１階相談室で対応しています。給食の受け渡し・返却については、確実に児童に給食が渡るように児童と相談してください。

④ 学校と家庭との連携

日頃から保護者と連絡を密にとりながら、信頼関係を築くよう心がけている。保護者の思いに寄り添いながら、子どもにとって一番よい支援ができるよう、対応している。

⑤ SCやSSS（スクールソーシャルサポーター）・教育相談担当・心の教室相談員との連携

保護者にはSCの教育相談の案内を文書で知らせるとともに、教育相談担当や心の教室相談員とも連携をとり、保護者対応を行っている。心の教室の利用についても、保護者や職員向けに便りを配付し、理解をしてもらっている。

(2)中学校における取組

① 教育相談の充実

ア：「心のアンケート」「生活アンケート」調査の実施

毎月、全校一斉にアンケートを実施する。アンケート実施後すぐに、担任→学年主任→管理職が内容を把握し、内容に応じて二者懇談等を行い、全職員で早期対応に努める。また、生徒一人一人に教育相談を行うことで、本人、まわりの仲間の様子の変化をとらえるようにする。生徒の心の変容を記録に残して、継続した見届けを行っている。

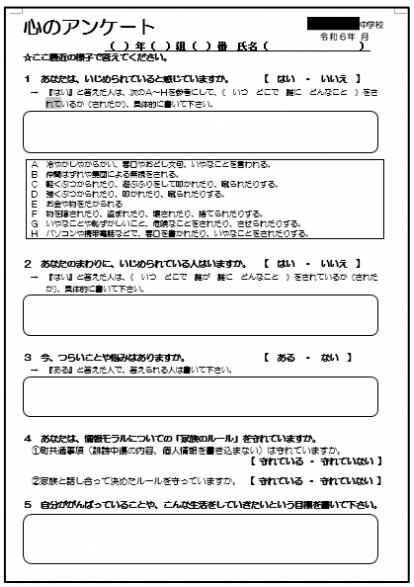

心のアンケート　　[redacted]中学校

令和６年　月

（　）年（　）組（　）番　氏名（　　）

☆ここ最近の様子で答えてください。

1　あなたは、いじめられていると感じていますか。　【 はい ・ いいえ 】

→『はい』と答えた人は、次のA～Hを参考にして、（ いつ　どこで　誰に　どんなこと ）をされているか（されたか）、具体的に書いて下さい。

A　きちんしゃかるかい、言口やおどし文句、いやなことを言われる。
B　仲間はずれや集団による無視をされる。
C　軽くぶつかられたり、足ぶりをして叩かれたり、蹴られたりする。
D　強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
E　お金や物を取られる。
F　物隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
G　いやなことや恥ずかしいことを、強制することをされたり、させられたりする。
H　パソコンや携帯電話などで、言口を書かれたり、いやなことをされたりする。

2　あなたのまわりに、いじめられている人はいますか。　【 はい ・ いいえ 】

→『はい』と答えた人は、（ いつ　どこで　誰が　誰に　どんなこと ）をされているか（されたか）、具体的に書いて下さい。

3　今、つらいことや悩みはありますか。　【 ある ・ ない 】

→『ある』と答えた人で、答えられる人は書いて下さい。

4　あなたは、情報モラルについての『家族のルール』を守れていますか。

①学校共通事項（携帯中毒の内容、個人情報を書き込まない）は守れていますか。

【 守れている ・ 守れていない 】

②家族と話し合って決めたルールを守っていますか。　【 守れている ・ 守れていない 】

5　自分ががんばっていることや、こんな生活をしていきたいという目標を書いて下さい。

イ：積極的な教育相談

気になる生徒への声かけはもちろんのこと、生徒の頑張りや仲間への思いやりなどが見られたとき、その場で声をかけて認め励ますことを大切にしている。

要支援生徒には、全職員で温かい声かけができるようにする。また、スクールカウンセラーの相談時間を公開し、気軽にカウンセリングができる体制を整えている。

ウ：相談体制の確立

生徒の悩みが表出した場合は、担任⇒学年主任⇒生徒指導主事・教育相談主任⇒養護教諭、ほほえみ相談員、スクールカウンセラーと情報を共有し、生徒の悩みに応える。相談内容は記録に残し、管理職に報告する。また、記録は保管し、進学・進級した場合にも配慮できるようにしている。

② 生徒指導交流

生徒交流会を毎週の打ち合わせに位置付け、生徒の情報を共有している。

教科の授業や部活動、所属学年で関わる生徒の様子を職員間で共有することで、生徒に意図的に声をかけたり、様子を観察したりして、積極的な教育相談の充実といじめの早期発見に努めている。

③ スクールカウンセラー、スクール相談員について

・スクールカウンセラー：年 21 回来校（１回６時間）

・スクール相談員：年 30 回来校（１回６時間）

希望があった生徒、保護者に対して、教育相談コーディネーターが日程調整し、面談を実施している。“心の専門家、教師ではない立場の人と話をすることができる”ということで安心し面談希望をする生徒もいる。スクールカウンセラーはカウンセリングの様子を相談記録に記載し、教育相談コーディネーター、担任、学年主任、管理職と共有している。

スクール相談員は、学校内を巡回して各教室の生徒の様子を観察し、必要があれば個別に声をかけて予防的な教育相談を行っている。記録を記載して教育相談コーディネーターや担任、学年主任、管理職と共有している。

④ ほほえみ相談室

長期欠席者が学校に足を向けるための第一歩として、また、自分の学級にもどるステップとして、ほほえみ相談員を中心に対応している。相談室での過ごし方や登校時間など、担任や相談員と面談を重ねて約束を決めてから通い始める。一人で学習や読書する時間、相談室の仲間や相談員とゲームや話しで関わりを持つ時間、教室の授業に参加する時間と、一人一人に合わせた時間割り設定で、相談室の生徒が安心して過ごせるようにしている。

⑤ 養護教諭部会による郡内統一通信の発行

郡内統一で定期的に通信を発行しており、レジリエンス（心の回復力）に関係した内容を取り上げている。年度末には、中学校への進学（ⅰ）や進級・クラス替えが近づき不安定になる生徒を想定して（ⅱ）「次年度に向けて心の準備をしよう」という内容で通信を発行している。

ⅰ

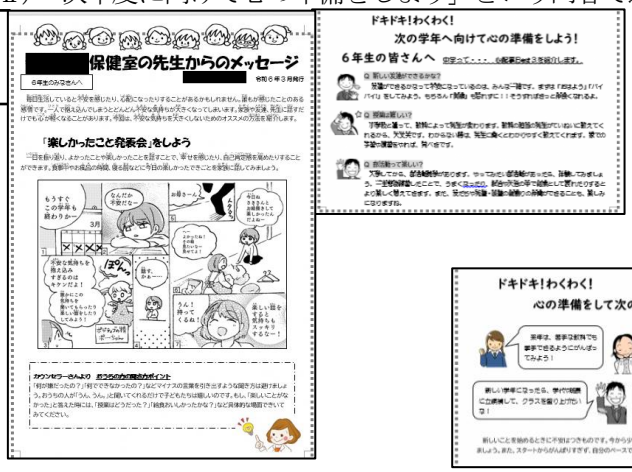

ⅱ

(3)高等学校における取組

① 定期的なアンケートの実施

ア：心のアンケート　年４回　（５、９，11，２月）

イ：いじめに関するアンケート　年３回　（６、10、１月）

- １回は記名、２回は無記名で回答
- すぐーる（Forms 形式）で全校生徒に実施
- 回答後、すぐに集計し生徒指導主事が確認。SC を希望する生徒はすぐに教育相談担当者へ連絡する。各担任・学年主任へ結果を伝え、学年会で情報共有し、対応を検討する。生徒への聞き取り、SC カウンセリングの日程調整等。
- いじめ事案（疑いを含む）がある場合は、管理職と相談し、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会等の組織で指導方針等を協議・決定し、迅速に対応する。
- 担任から学年主任への聞き取りの報告、学年毎にまとめたものを生徒指導主事へ報告し、管理職・県へ報告。
- アンケート集計結果等については、職員会議や朝会等で情報共有を行う。

ウ：学校評価アンケート

- 生徒、保護者からの意見を真摯に受け止め、対応を検討する。

② SC について

ア：年に 19 回（38 時間）　内容：生徒対応、職員研修

イ：配置 SC による「SOS の出し方に関する教育」

- ７月５日に本校配置 SC から全生徒へオンラインで講話

③ 教育相談週間について

年に２回（春季、秋季）に約１週間、担任と生徒の二者懇談を実施。

＜ねらい＞　生徒理解を深めるとともに、生徒の新しい決意ややる気を後押しし、応援することで生徒に希望や自信を持たせる。
生徒との信頼関係を深める。
生徒の抱えるつまずきや悩みを早期発見する一助とする。

④ 心理検査の実施

・４月 18 日（始業後２週間目）に実施。その後、心理検査機関の講師を招いて、主にクラス担任へ結果説明を実施。シグマ検査結果の見方と気になる生徒に対する個別な助言をいただく。今後のかかわりの中で大切にしたいことや声かけの工夫等を学ぶ機会となる。

⑤ ほっとプレイス

・令和６年度から校内に設置。スクール相談員が週３日１日３時間来校。
内容：生徒支援、校内巡視

⑥ 生徒・職員講演会

・令和６年 12 月３日（火）　「スリンプル・プログラム」
講師：「かかわりプログラム　Slimple」代表　　曽山和彦　氏
いじめや不登校の要因の一つとして、生徒の人間関係づくりやコミュニケーション能力の未熟さが考えられる。そこでかかわりの力を育むために、SST（ソーシャルスキルトレーニング）と SGE（構成的グループエンカウンター）で構成された「スリンプル・プログラム」を活用する。

⑦ 職員研修

・令和６年 11 月 20 日（水）　本校 SC による研修「生徒指導とその支援」
・令和６年 12 月３日（火）　「スリンプル・プログラム」講演後の研修

⑧ いじめ防止対策委員会　　年２回（６月、２月）

・外部委員：顧問弁護士、SC、地域代表、保護者代表
・学校組織：校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導部係、教育相談係、各学年主任、養護教諭

⑨ 保健室対応・教育相談室対応

・体調不良を訴えてくる生徒の中には、教室で過ごすことに対して不安や緊張感を持っていることがある。来室記録の中に、「食欲が落ちた」「イライラしたり、集中できない」「緊張や不安感がある」「悩み・ストレスがある」など、当てはまるものに〇を打つ項目があり、そこに〇を打った生徒に問診時に確認。本人が話すことができれば、傾聴。自分から担任へ相談できるか確認。相談できないと答えた場合は、担任と共有してよいか等の許可を得て、担任と教育相談と共有しながら対応をしている。
・教育相談室へ相談に来た生徒に対して、相談内容をじっくり傾聴。本人の許可を得て担任と共有し、対応をしている。

⑩ 保健だより、教育相談だよりの発行

・心の健康についての情報、生徒が読んで心がほっこりするような内容、SC やスクール相談員が来校する日程等の情報を提供している。

3 各校の取組についての指導･助言

・学校や行政、地域が一体となり、安心できる環境整備を行っていることが素晴らしい。
・子ども達に、いかに「生きる力」を育むかが重要。一人一人の健康意識を上げ、命の大切さを学ぶ教育を充実させたい。がん教育を通して、命の教育ができるとよい。
・養護教諭は、全ての子の担任である。今後も、子ども達の心の支えとなることを期待したい。